

## 基金事業等に係る運営及び管理に関する基本的事項の公表について

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令255号)第4条第2項第1号に基づく公表)

(単位:千円)

基金の名称		後発医薬品製造基盤整備基金
基金設置法人名		国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
基金の額	今回造成額	84,430,000
	造成完了時における残高	84,430,000
	(うち国費相当額) 今回造成額	84,430,000
	(うち国費相当額) 造成完了時における残高	84,430,000
基金事業等の概要		国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法(平成16年法律第135号)附則第27条第1項に基づき、品質の確保された後発医薬品を安定的に供給できるよう、品目統合等に向けて計画的に生産性向上に取り組む企業を支援するため、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所に設けられた基金。
基金事業等を終了する時期	新規認定の終了予定時期	令和12年4月
	認定の最終的な終了予定時期	令和12年4月
	基金の解散予定時期	令和13年3月
基金事業等の目標		後発医薬品産業全体の構造的問題を解決し、品質の確保された後発医薬品の安定供給を確保することを目標とする。
認定対象となる事業の採択に当たっての申請方法、申請期限、認定基準		後発医薬品製造基盤整備基金助成要綱 後発医薬品製造基盤整備基金公募要領
その他の事項		